

知立市犯罪被害者等支援条例（案）

令和 年 月 日 条例第 号

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図り、犯罪被害者等を支える社会意識の形成を促進し、市民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次被害 犯罪被害者等が犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 関係機関等 国、県、警察その他の公的機関、犯罪被害者等の支援を行う民間団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等は、個人としての尊厳を尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮して推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が社会において孤立することなく安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されるよう行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、市及び関係機関等の相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、その置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めなければならない。

2 市民は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、その置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するよう努めなければならない。

2 事業者は、雇用する者が犯罪被害者等となった場合、当該者がその被害に係る法的な手続及び捜査に適切に関与し、並びに被害を回復し、又は軽減するために必要な行為ができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談、情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している多様な問題について、その相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を図る等の必要な支援を行うものとする。

2 市は、前項の相談及び情報の提供等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減等)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給その他必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について、市民及び事業者の理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援に従事する人材の育成を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の管理)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(意見の反映)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、有識者、市民からの意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する